

電気通信設備工事共通仕様書改正資料

令和7年4月

名古屋市緑政土木局

R7. 4 改正について(電気通信設備工事共通仕様書)

改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	いはいはい

土木工事標準仕様書

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 総則

1. 1. 34 工事関係者に対する措置請求

2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者、~~特例監理技術者~~、監理技術者補佐）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1. 1. 54 監理技術者等及び現場代理人

1. 一般事項

請負人は、契約書第9条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、~~特例監理技術者~~、監理技術者補佐又は専門技術者をいう。）を定め、工事請負契約締結後遅滞なく所定の様式により経歴書を添付し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

2. 監理技術者等

直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類は、技術者の健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。）、~~請負人の発行する健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、技術者の市町村民税等の特別徴収額の通知書の写し、当該技術者の工事経歴書など監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）である。~~

~~監理技術者等は、営業所の専任技術者と原則的に兼務することはできない。~~

3. 主任技術者の専任

請負代金額が ~~4,000~~4,500 万円以上の場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。（専任特例1号の場合を除く。）

5. 監理技術者、~~特例監理技術者~~、監理技術者補佐の配置

請負人は、工事を施工するために締結する下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）が、~~4,500~~5,000 万円以上となる場合、監理技術者を専任で置かなければならない。（専任特例1号の場合を除く。）

また、~~特例監理技術者を設置する~~専任特例2号の場合は、当該工事に監理技術者補佐を専任で置かなければならない。ただし、~~特例監理技術者~~が兼任できる工事現場の数は、2とする。

6. 監理技術者、~~特例監理技術者~~、監理技術者補佐の選任

(1) 請負人は、監理技術者または~~特例監理技術者~~専任特例2号の場合の監理技術者補佐

を置くときは、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講している者のうちからこれを選任するものとする。また、監理技術者、~~特例監理技術者~~は常時、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。

(2) 請負人は、監理技術者補佐を置くときは、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格者証の交付を受けている者のうちからこれを選任するものとする。また、監理技術者補佐は、常時、監理技術者資格者証等を携帯しなければならない。なお、監理技術者補佐は、~~特例監理技術者を適切に補佐し~~、資質向上を図るため監理技術者講習の受講に努めることとする。

7. 監理技術者等の職務

(2) 特に監理技術者、~~特例監理技術者~~、監理技術者補佐は、建設工事の施工にあたり、大規模に工事を外注する場合には専門工事業者を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視されるため、そのような工事の適正な施工の確保のために、より高度な技術力が必要である。

10. 監理技術者等の工事現場への専任

請負人が、監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) を工事現場に専任で設置すべき期間は、以下に掲げる期間を除いた契約工期としなければならない。

(1) 設計図書で明示された工事着手日まで、または、設計図書で工事着手日が明示されていない場合においては、請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間) については、監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) の工事現場への専任は要しないものとする。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、請負人は、監督員との協議において定め、工事着手届により監督員に提出しなければならない。

(2) 請負人は、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、工事現場の安全及び保身を確保できる場合には、監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) の工事現場への専任は要しないものとする。

なお、工事現場への専任を要しない期間を設計図書若しくは、工事打合せ記録簿等の書面により明確化しなければならない。

(3) 請負人は、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品など工場製作を含む工事全般にあって、工場製作のみが行われている期間で、かつ工場製作過程における監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) が定められている場合には、架設・設置工事等に係る監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) は、工事現場への専任は要しないものとする。

なお、監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) の配置及び期間については施工計画書に記載し、請負人は、監督員に提出しなければならない。

また、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、工場製作過程における監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) は、これらの製作を一括して管理することができるものとする。

(4) 請負人は、工事完了後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。) 、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等 (~~特例監理技術者専任特例 2 号の場合~~を除く。) の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完了を**確認**した旨、請負人に通知した日（「工事完了**確認**通知書」における日付け）とする。

11. 現場代理人

（3）現場代理人は、**営業所の専任技術者営業所技術者等**（特定営業所技術者または営業所技術者）と兼務することはできない。

13. その他

1. から 12. のほか主任技術者（監理技術者）に関する**契約図書**に定めのない事項については、「**監理技術者制度運用マニュアル等**」（国土交通省通知~~令和4年12月23日~~**国不建第457号**）によるものとする。